

秋田県公報

目 次

人事委員会規則

○人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………1

○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………1

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「防災監」を「防災監 将来構想推進監 県民総参加推進監 障害者スポーツ大会推進監 研究推進監」に、「水と緑推進監」を「事業調整監」に改め、「総務第一班及び総務第二班」を削り、同表出納局の項中「総務事務センター長」を「総務事務センター長 財産管理監」に、「総務班」を「総務・企画班」に、「管財課」を「会計管財課」に改め、同表人事委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 参事」に改め、同表の備考中、「総務第一班」、「総務第二班」を削り、「及び「総務・審査班」を、「総務・審査班」及び「総務・企画班」に改める。

別表第二知事の事務部局(地方機関)地域振興局の項中「部長」を「部長 地域振興監」に、「北秋田地域振興局大館地区総

合事務所長 北秋田地域振興局大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長 北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所」に、「仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所長」を「仙北地域振興局農林部仙北平野農村整備事務所長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)自治研修所の項の次に次のように加える。

健康環境センター	所長 企画管理室長 総務管理班の班長
農林水産技術センター	所長 総合食品研究所長 農業試験場長 果樹試験場長 畜産試験場長 水産振興センター所長 食品加工研究所長 醸造試験場長 森林技術センター所長 次長 企画経営室長 管理室長 主席研究員 船長 総務第一班の班長

別表知事の事務部局(地方機関)秋田県立大学の項から森林技術センターの項までを削り、同表知事の事務部局(地方機関)産業技術総合研究センターの項中「部長」を「部長 部長待遇」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)リハビリテーション・精神医療センターの項中「事務部長」を「事務部長 病院改革推進監」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)総合生活文化会館の項を次のように改める。

生活センター	所長 班長
鳥獣保護センター	所長

別表知事の事務部局(地方機関)動物管理センターの項の次に次のように加える。

別表知事の事務部局(地方機関)東京産業観光センターの項を削り、同表知事の事務部局(地方機関)秋田中央道路建設事務所(地方機関)港湾事務所の項中「総務用地班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)港湾事務所の項中「総務班又は」及び「(秋田港湾事務所の管理班を除く。)」を削り、同表の備考中「及び「管理・業務班」を、「管理・業務班」及び「総務用地班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一由利本荘市本庁の項中「部長」を「理事、部長」に改め、同表羽後町本庁の項中「収入役室―会計課長」を「会計課―課長」に改め、同表羽後町出先機関の項中「在宅介護支援複合施設」を「高瀬ケアセンター」に改め、同表大仙美郷介護福祉組合の項中「特別養護老施設」を「事務局 局長」に改め、同表「特別養護老人ホーム」を「特別養護老人ホーム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄